



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月26日金曜日 第24号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (税務課) ... 275
 指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 275
 農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室) ... 275
 道路の供用開始 (県道弓削島循環線 (東予地方局今治土木事務所) ... 276
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 276
 土地改良区役員の住所の変更の届出..... (") ... 277

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (経営支援課) ... 277

公 告

危険物取扱者法定講習会の実施..... (消防防災安全課) ... 279

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第355号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
県税オンラインシステム改修業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年7月8日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	59,273,500円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
かいてき調剤薬局新玉店	松山市千舟町八丁目67番16	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療（薬局）	令和元年6月1日
コスモ薬局立花店	松山市立花三丁目10番19号	有限会社コスモフィールド	精神通院医療（薬局）	令和元年7月1日
クローバー薬局安城寺店	松山市安城寺町1076番地4	株式会社クローバー	精神通院医療（薬局）	令和元年7月1日

○愛媛県告示第357号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
農事組合法人 久枝生産組合	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町 池田1902番ほか1筆	2,504

2 申請年月日

令和元年 7月16日

○愛媛県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削256番2から 同町弓削上弓削255番2まで	令和元年 7月26日

○愛媛県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 7月26日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 宮 涉	松山市上伊台町864
"	寺 本 弘 道	松山市上伊台町841
"	寒 川 高 雄	松山市上伊台町251 - 1
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	高 橋 誠 治	松山市下伊台町1050
"	宮 内 勝 美	松山市下伊台町929
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451
"	山 下 新	松山市食場町288 - 1
"	野 本 昇	松山市祝谷六丁目1211
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	乘 松 敏 彦	松山市福角町甲1703 - 2
"	乘 松 幸 則	松山市福角町甲1694
"	石 丸 勲	松山市福角町甲775
"	谷 口 史 人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	高 橋 元	松山市福角町甲591
"	井 上 淳 司	松山市福角町甲1743
"	石 丸 英 彦	松山市権現町甲849 - 4
"	光 宗 忍	松山市東大栗町甲362
"	上 松 勝 典	松山市東大栗町甲746
"	三 好 英 樹	松山市客甲153
"	野 本 隆 信	松山市西谷甲179
"	河 内 武 志	松山市客甲97 - 2
"	有 田 啓 造	松山市馬木町2304馬木団地 1 - 43

"	藤 原 光 博	松山市和田甲36
監 事	竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137
"	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	乘 松 孝 則	松山市福角町甲235 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 新	松山市食場町288 - 1
"	岡 宮 涉	松山市上伊台町864
"	寺 本 弘 道	松山市上伊台町841
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	神 野 健	松山市下伊台町1196
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708 - 6
"	野 本 昇	松山市祝谷六丁目1211
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	乘 松 政 文	松山市福角町甲228 - 3
"	乘 松 幸 則	松山市福角町甲1694
"	石 丸 勲	松山市福角町甲775
"	谷 口 史 人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	高 橋 元	松山市福角町甲591
"	井 上 淳 司	松山市福角町甲1743
"	石 丸 英 彦	松山市権現町甲849 - 4
"	光 宗 忍	松山市東大栗町甲362
"	上 松 勝 典	松山市東大栗町甲746
"	野 本 隆 信	松山市西谷甲179
"	三 好 英 樹	松山市客甲153
"	樋 野 正 志	松山市客甲72
"	山 口 泰	松山市磯河内甲518
"	有 田 宗 博	松山市小川甲675 - 1
監 事	竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137
"	上 松 正 孝	松山市東大栗町甲696

野 本 仁 松山市菅沢町甲307

令和元年 7月26日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	松 本 英 治	松山市下伊台町1776	松山市下伊台町1776 - 1

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項						別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専 決 者						知事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
経営 支援 課	1～23 省略						1～23 省略							
	24 中小 企業に おける 経営の 承継の 円滑化 に關す る法律 の施行 に關す る事務	1 中小企業者の事業活動の継続の支障に關すること。 (1) 認定（第12条第1項 _____ _____ _____） (2) 認定の取消し（中小企業における経営の承継の円滑化に關する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第9条第1項から第9項まで、第14項から第17項まで）					24 中小 企業に おける 経営の 承継の 円滑化 に關す る法律 の施行 に關す る事務	1 中小企業者の事業活動の継続の支障に關すること。 (1) 認定（第12条第1項、 <u>中小企業における経営の承継の円滑化に關する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条第10項</u> ） (2) 認定の取消し（ <u>省令</u> _____ _____ _____第9条第1項から第9項まで、 <u>第15項</u> _____）						
	2 省略						2 省略							
							3 経済産業大臣に対する情報の提供（ <u>省令第7条第11項、第9条第16項、第12条第32項、第13条第9項、第13条の2第7項、第17条第5項、第18条第8項、第19条第4項、第20条第15項</u> ）							

公 告

○ 公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による令和元年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

令和元年 7月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和元年 9月24日（火）午後 1 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	令和元年10月 3日（木）午後 1 時30分	大洲市東大洲270番地 1 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
	令和元年10月 4日（金）午前 9 時30分	八幡浜市北浜一丁目 3 番地25号 八幡浜商工会館 大ホール
	令和元年10月16日（水）午前 9 時30分	松山市湊町七丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
	令和元年10月17日（木）午後 1 時30分	松山市湊町七丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
	令和元年10月25日（金）午前 9 時30分	西条市朔日市779番地 8 西条商工会館 大ホール
	令和元年10月29日（火）午後 1 時30分	新居浜市前田町 6 番 9 号 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	令和元年11月 5日（火）午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和元年11月 8日（金）午前 9 時30分	宇和島市丸之内五丁目 1 番地18 宇和島地区広域事務組合消防本部 大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和元年 9月25日（水）午後 1 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	令和元年10月16日（水）午後 1 時30分	松山市湊町七丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
	令和元年10月28日（月）午後 1 時30分	新居浜市前田町 6 番 9 号 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	令和元年10月29日（火）午前 9 時30分	新居浜市前田町 6 番 9 号 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	令和元年10月30日（水）午後 1 時30分	新居浜市前田町 6 番 9 号 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和元年 9月25日（水）午前 9 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	令和元年10月 4日（金）午後 1 時30分	八幡浜市北浜一丁目 3 番地25号 八幡浜商工会館 大ホール
	令和元年10月17日（木）午前 9 時30分	松山市湊町七丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
	令和元年10月25日（金）午後 1 時30分	西条市朔日市779番地 8 西条商工会館 大ホール
	令和元年10月30日（水）午前 9 時30分	新居浜市前田町 6 番 9 号 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	令和元年11月 5日（火）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和元年11月 6日（水）午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和元年11月 6日（水）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和元年11月 8日（金）午後 1 時30分	宇和島市丸之内五丁目 1 番地18 宇和島地区広域事務組合消防本部 大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和元年9月2日から各講習実施日の2日前の日まで（土、日曜日及び祝祭日を除く。）

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の5日前（同）まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区（市）危険物安全協会、各消防本部（局）、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区（市）危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、各地区（市）危険物安全協会において受け付けます。